平成２４年（フ）第１４７号
広島市安佐南区東野２丁目８番11―８号
債務者　中尾　史朗
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２０号
広島市安佐北区可部町大字桐原1966番地14
債務者　藤井　奈美
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５号
広島県福山市箕島町6559番地　ロイヤルハイム瀬戸202、旧住所広島県三原市木原３丁目１番28号
債務者　平岡　広行
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２１号
広島県福山市駅家町大字倉光184番地１
債務者　佐藤　伸二
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４号
広島県福山市駅家町大字倉光184番地１
債務者　佐藤美和子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１５号
福岡県久留米市東合川新町３番11号　リバーサイド東合川101号
債務者　鑓水　幸一
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３２号
北海道小樽市塩谷１丁目６番223号　塩谷Ａ住宅2605、前住所北海道小樽市長橋３丁目14番３号
債務者　村山　一夫
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第５９号
金沢市有松１丁目２番12号
債務者　秋田元聖こと　秋　　元聖
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６０号
金沢市有松１丁目２番12号
債務者　秋田聖次こと　秋　　聖根
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６１号
金沢市諸江町26番３号、従前の住所金沢市玉鉾町イ27番地26
債務者　吉田　美久
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６６号
金沢市西金沢５―212　アミティエ西金沢103号室、住民票上の住所金沢市矢木２丁目367番地２
債務者　南谷　義**隆**
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６７号
金沢市西金沢５―212　アミティエ西金沢103号室、住民票上の住所金沢市矢木２丁目367番地２
債務者　南谷　敦子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７１号
千葉県松戸市新松戸南２丁目25番地　新松戸ユーカリパークハウスＣ―708、従前の住所石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘３丁目51番地
債務者　荒巻　久義
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７３号
金沢市諸江町26番３号、従前の住所金沢市玉鉾町イ27番地26
債務者　吉田都美惠
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７４号
石川県河北郡津幡町字津幡い１番地107　県営住宅３号棟２号室
債務者　前田　明子（旧姓安田）
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７５号
石川県白山市西美沢野１丁目２番地２
債務者　山藤　貴代
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７７号
金沢市額新保２丁目93番地５
債務者　不破達也こと　不破たつなり
1　決定年月日時　平成24年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
金沢地方裁判所